

5 悩みやストレス問題を抱える利用者への対応

－臨床心理士によるカウンセリングを導入して－

国立福岡視力障害センター指導課 小玉康平 小松原正道 中満京子

1. はじめに

福岡視力障害センター（以下、本センター）では、平成 17 年 9 月より、かねてから連携をとってきた精神科系医療機関の協力のもと、臨床心理士を迎えて、利用者へのカウンセリングを開始した。本稿では、導入までの経過と現状を報告したい。

2. 利用者からの訴え

平成 16 年度、本センターにおいて、眼疾患以外の障害や疾病を持つ利用者は、理療教育課程で約 53%、生活訓練課程で 65% であった。職員に悩みやストレス問題を表出した利用者は、理療教育課程で約 28%、生活訓練課程で 25% であった。（図 1、2）

内容は、眼疾患に関すること、他科疾患に関すること、将来のこと、勉強・成績に関連すること、対人関係、家族に関連すること、不定愁訴などであった。（図 3）

平成 17 年度になっても、職員のもとに体調不良や相談が引き続き多く寄せられた。

3. 臨床心理士によるカウンセリングの導入へ

センター外の専門家に相談の機会を求めるこことにより、利用者の相談の選択の幅が広がることから、平成 17 年 4 月に外部の臨床心理士の導入を検討した。臨床心理士の導入には、福祉村創設以来のネットワークを活用し、紹介を受け、9 月より開始となった。

（1）勤務形態

原則として週 1 回、水曜日 14:30～17:30、カウンセリングは、1 人 1 時間以内。

（2）実施方法

①HR を通じ全入所者への周知 ②希望受付（支援員、看護師）③臨床心理士との連絡調整
④カウンセリング実施 ⑤臨床心理日誌による報告（支援員、看護師、幹部）⑥必要に応じ、カウンセリング記録をもとに、臨床心理士とカンファレンス実施（支援員、看護師、主任）

（3）実施状況

現在までに、5 名の利用者がカウンセリングを受けた。人数と時間の制限から、カウンセリングは、1 人に対し 2 週間に 1 度の実施となっている。現時点では、カウンセリングを必要としている利用者が定期的に受けられることが可能となっている。

（4）実施結果

カウンセリングを導入して 2 か月と経過が短いものの、1 名は、2 回の実施の結果、気持ちの整理がついたと終了の申し出があり、4 名については、カウンセリングを継続している。利用者にとって心の癒しにつながり、臨床心理士によるカウンセリングのニーズが確認できた。

4. 今後の課題

今後、利用者がより相談しやすい条件の整備と相談者が増えた場合の対応について検討を行い、各専門職が連携を取りながら、利用者への支援を継続していきたい。

図1 平成16年度 視覚障害以外に併せ持つ障害と疾病

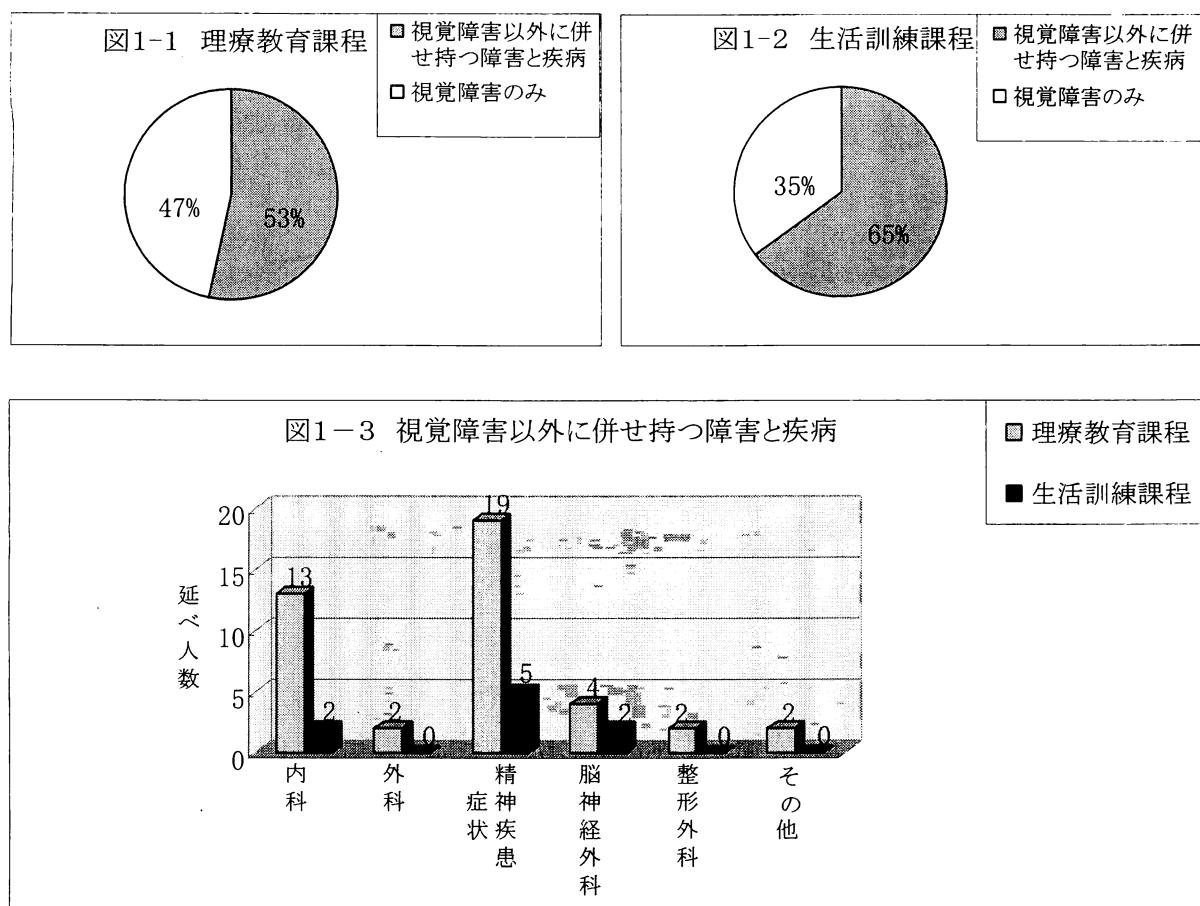


図2 平成16年度 悩みやストレス問題を表出した者

